

丹波山村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、丹波山村のすべての組織における物品等の調達に適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達する物品等

丹波山村が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

区分	種類	具体的な物品等の例示
物 品	事務用品	筆記具、事務用品、用紙、封筒など
	食料品等	パン、弁当、加工食品、飲料など
	小物雑貨	食器類、清掃用品、花苗、手工芸品など
	その他の物品	机、椅子、寝具など
役 務	印刷	名刺、チラシ、製本など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理など
	情報処理等	データ入力、文書入力など
	その他の役務	袋詰め、封入、資源回収など

5 調達目標

施設等からの物品等の調達については各課が検討した結果、可能な限りとする。なお前年度に調達実績がない場合は、前年度の調達実績等を勘案し、可能な限り調達の推進に努めるものとする。

6 調達の推進方法

(1) 各課等は、物品の購入又は役務の発注に当たり、施設等から調達可能な物品等について検討し、優先的な調達に努める。

(2) 担当課は、施設等から調達可能な物品等の情報収集に努め、必要に応じて各課等に情報提供を行う。

(3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) この方針を作成したときは、遅滞なく公表する。

(2) 会計年度終了後、施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、遅滞なく公表する。